

「愛知県まん延防止等重点措置」の延長に伴う「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(1/21～3/6 実施分)」の実施概要について

愛知県は、「愛知県まん延防止等重点措置」の延長及び措置区域の追加に伴い、1月21日(金)から3月6日(日)までを対象期間とする「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(1/21～3/6 実施分)」を以下のとおり交付しますので、お知らせします。

1 対象期間

2022年1月21日(金)から3月6日(日)まで【45日間】

※豊根村は、2022年2月9日(水)から3月6日(日)まで【26日間】

東栄町は、2022年2月12日(土)から3月6日(日)まで【23日間】

2 対象エリア

愛知県内全域

3 対象事業者

営業時間短縮要請を受けた飲食店等を運営する事業者

※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要

4 要請内容・交付額等

(1) ニューあいちスタンダード認証店(あいスタ認証店)

延長前(1月21日から2月13日まで)、延長後(2月14日から3月6日まで)のそれぞれの期間において、時短①又は時短②のどちらかを選択し、協力することで、協力金の交付対象となります。

なお、延長前、延長後の各期間内における選択は、変更できません。

【時短①】従前より5時から20時までの時間帯を越えて営業する店舗が、5時から20時までの営業時間短縮(酒類の提供を行わない)

【時短②】従前より5時から21時までの時間帯を越えて営業する店舗が、5時から21時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から20時まで)

(2) その他の店

従前より5時から20時までの時間帯を越えて営業する店舗が、5時から20時までの営業時間短縮(酒類の提供を行わない)に協力することで、協力金の交付対象となります。

	あいスタ認証店(いずれかを選択)		その他の店
営業時間の短縮	5:00～20:00	5:00～21:00	5:00～20:00
酒類の提供※1	行わない	11時から20時まで	行わない
協力金の交付額 (1店舗) (1日あたり)	中小企業※2 売上高に応じて 3～10万円	中小企業※2 売上高に応じて 2.5～7.5万円	中小企業※2 売上高に応じて 3～10万円
	大企業 売上高減少額の4割(最大20万円※3)		
主な要件	あいスタ認証店の認証ステッカーを掲示		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の「安全・安心宣言施設」のPRステッカーとポスターを掲示 ・ 業種別ガイドラインの遵守

- ※1 「酒類の提供」には、酒類の持込みを含む。
- ※2 大企業と同様、売上高減少額方式とすることも可能。
- ※3 21時まで営業する認証店（大企業）は、20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額

5 申請受付の方法・期間

申請方法・期間については、現在調整中です。3月上旬から受付を開始する予定です。決定次第、愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト等でお知らせします。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/yousei-kyouryokukin.html>

6 申請に必要な書類（予定）

- (1) 申請書
- (2) 誓約書
- (3) 営業活動を行っていることが分かる書類
 - ・飲食店営業許可書（証）又は喫茶店営業許可書（証）の写し
 - ・店舗の内観・外観の写真
- (4) 営業時間短縮・酒類の提供を行わない等の状況が分かる書類
 - ・営業時間短縮や酒類を提供していないことを知らせる Web ページの画面の写し、貼紙やチラシの写真
- (5) 総売上高・店舗別飲食事業売上高が分かる書類
 - ・確定申告書の写し
 - ・売上帳等の帳簿の写し（店舗ごとの飲食事業の月別売上高が分かるもの）
- (6) 本人確認書類
 - ・運転免許証、健康保険証、その他公的機関が発行した証明書等の写し
- (7) 振込先口座が分かる書類

7 問合せ先

営業時間短縮要請、「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】（1/21～3/6実施分）」等については、県民相談総合窓口（コールセンター）までお問合せください。

電話番号：052-954-7453

開設時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）

[参考情報]

○飲食店を県が認証する制度「ニューあいちスタンダード」については、以下の Web サイトを御覧ください。

<https://newaista-ninsho.jp/>

【あいスタ認証コールセンター 052-977-3655

（午前10時から午後5時まで、土日祝含む）】

○新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」（PR ステッカー・ポスターの取得方法等）については、以下の Web サイトを御覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

○業種別のガイドラインについては、以下の内閣府 Web サイトを御覧ください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>